

## リスク評価の個別論点(評価Ⅱ以降)

### (1) 有害性評価

#### ① 底生生物の有害性評価について 手 p.40~41

有害性評価Ⅱでは、水生生物に加えて「既に得られているその組成、性状等に関する知見に基づいて、環境中において底質に分布し残留しやすいもの」である場合に底生生物も評価の対象とするとしているが、底生生物の有害性評価を行う条件、PNEC の導出方法は適切か。

### (2) 暴露評価

#### ① 数理モデル等の利用について 基 p.5~6 3.(2)⑤

暴露評価で用いる種々のデータや数理モデルについては、国際機関等で整理されている暴露評価に関する考え方を参考に、必要に応じて専門家の意見を聴いて、その信頼性や適用範囲に留意しながら利用すべきではないか。

#### ② PRTR 情報と環境モニタリング情報について 基 p.8 3.(3)③ 手 p.41~49

暴露評価Ⅱ以降では化審法で届出られる製造数量等以外に PRTR 情報、モニタリングデータも情報があれば用いることとするが、化審法におけるリスク評価は、化審法の規制対象となる範囲に着目して行うことが原則であることから、化審法で適用除外とされている物質や特定用途に留意して、PRTR 情報やモニタリングデータを用いるべきではないか。その他、PRTR 情報やモニタリングデータの利用にあたり留意点は何か。

#### ③ 追加モニタリングについて 基 p.8~9 3.(3)④ 手 p.47

評価Ⅱの段階では、国が実施した既往の環境モニタリング情報を収集することを基本としているが、評価Ⅲ以降で用いる国による追加モニタリングは、どのような場合に行うことが望ましいか。また、評価Ⅲ以降では事業者が自主的に行ったモニタリングデータ等についても信頼性等を確認した上で活用すべきではないか。